

第2次西伊豆町地域福祉計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

西伊豆町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定方法	4
第2章 西伊豆町の現状	5
1 統計データに見る現状	5
2 アンケート調査結果にみる現状	12
第3章 基本的な計画の考え方	21
1 計画の基本理念	21
2 基本目標	22
3 施策の体系	23
第4章 施策推進	24
1 共に助け合い・支えあうまちづくり	24
2 誰もが暮らしやすいまちづくり	30
3 安心・安全に生活できるまちづくり	34
第5章 計画の推進にあたって	38
1 計画の推進体制	38
2 計画の点検・評価	38
3 災害時・緊急時の対応	38
資料編	39
1 用語解説	39

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、少子高齢化の進行や人口減少により高齢者世帯・単身世帯の増加、またICT※の急速な発達や価値観の多様化により、人々の暮らしやライフスタイルは大きく変化しています。このような社会環境の変化により、地域におけるつながりの希薄化、高齢者の孤独化、ひきこもりや生活困窮といった問題が増加するなど、地域や世帯、個人を取り巻く環境に大きな影響をもたらすとともに、複数の課題が複雑に絡み合い、複合化・深刻化が進んでいます。

このような社会構造の変化をうけて、国では制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」の関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「世代」や「分野」を超えて丸ごとつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会（平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）を目指し、包括的な支援体制の整備、分野をまたがる総合的サービスの提供支援を行っています。また、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、①「住民に身近な圏域」において、「地域住民等」（地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者）が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働※による包括的な相談支援体制の構築を通じ、包括的な支援体制を整備することが市町村の新たな努力義務とされました。

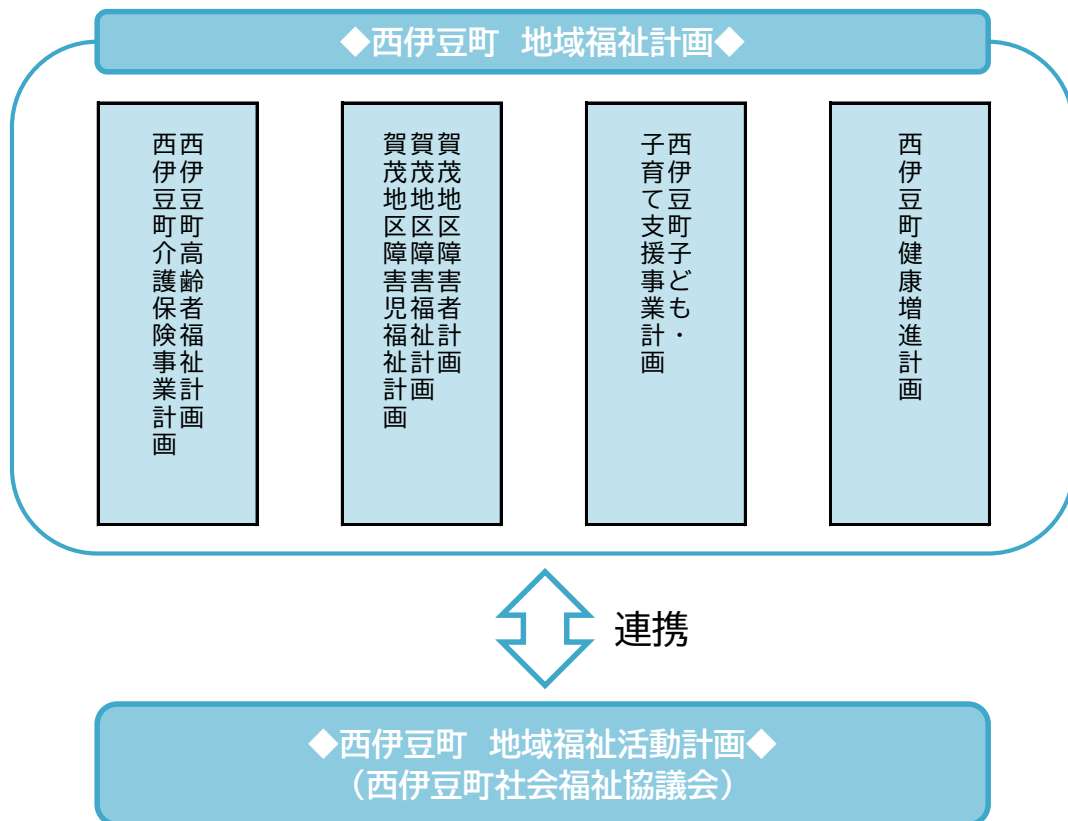
近年では、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年、「団塊のジュニア世代」が65歳以上となる2040年を見据えて、医療介護の需要増や担い手となる人材の不足が懸念されています。このような状況下で様々な地域福祉を取り巻く課題を解決するためには、行政だけでなく、地域福祉推進の主体である地域住民等の参画が必要不可欠となります。本町においても、行政と住民による連携協働を図り、地域福祉を取り巻く課題を解決できるよう、従来の計画を見直し、新たに「第2次西伊豆町地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 庁内関連計画との位置づけ

地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、本町における地域福祉の方向性及び指針を定めるものであり、地域福祉活動計画は社会福祉法第109条で定められる市町村社会福祉協議会が、地域福祉を推進する目的で定める計画です。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康増進計画」をはじめとするその他庁内関連計画と整合を図りながら推進していきます。



(2) SDGs*との位置づけ

SDGsとは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられている、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを原則にしています。

2030年までにSDGsへの行政の取り組みが求められており、本計画においてもSDGsの趣旨を踏まえた取り組みを推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5か年とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の策定方法

(1) アンケート調査

計画を策定するにあたり、住民ニーズや本町が抱える課題を明らかにするために、アンケート調査を実施しました。

調査対象	西伊豆町在住の18歳以上75歳以下の男女
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査期間	令和3年9月17日（金）から令和3年9月30日（木）まで
調査対象数	1,000票
有効回収数	495票
有効回収率	49.5%（有効回収数÷調査対象数×100）

第2章 西伊豆町の現状

1 統計データに見る現状

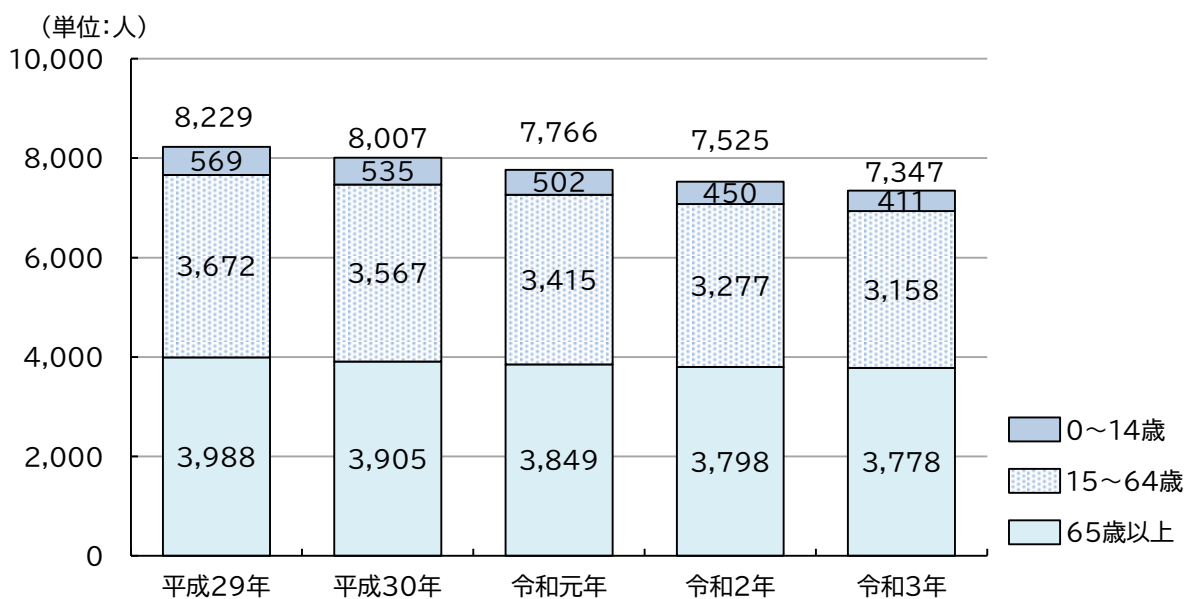
(1) 人口動向

①人口

本町の総人口は、令和3年現在、7,347人であり、平成29年からの推移をみると減少傾向にあります。

年齢階層別にみると、令和3年の年少人口（0～14歳）は411人（5.6%）、生産年齢人口は3,158人（43.0%）、老年人口は3,778人（51.4%）であり、平成29年からの推移をみると、全ての階層において減少傾向にあります。

図表 人口の動向



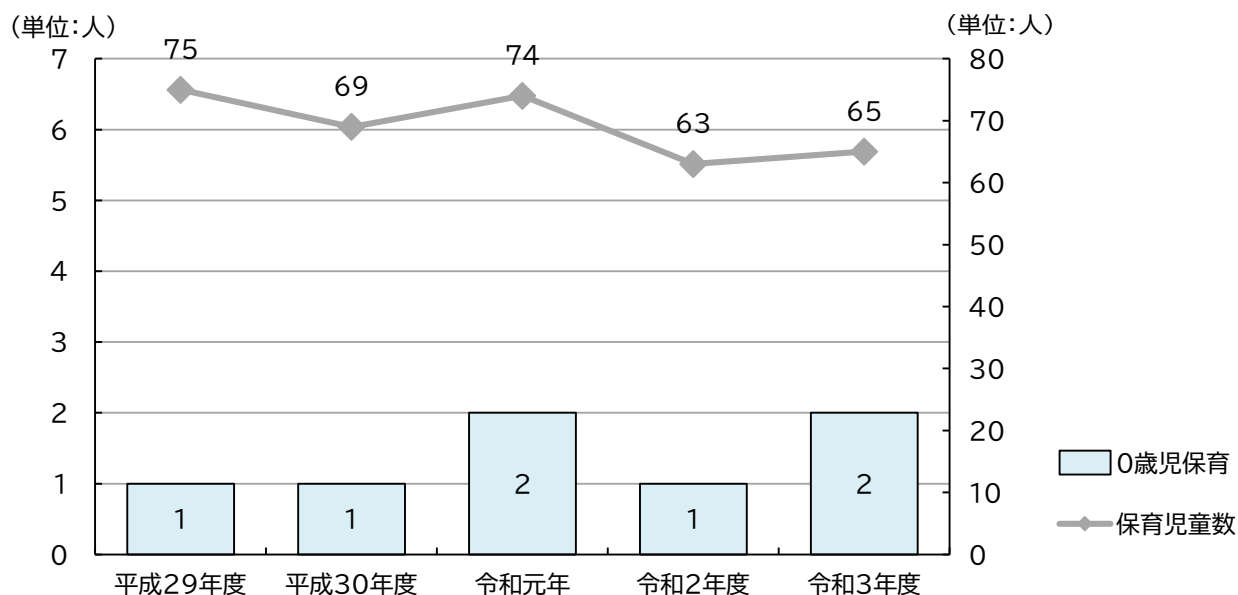
出典：住民基本台帳

(2) 児童・生徒の状況

① 保育園の状況

保育児童数は、減少傾向が続いており、平成29年度の75人から、令和3年度は65人まで10人減少しています。

図表 保育園の状況

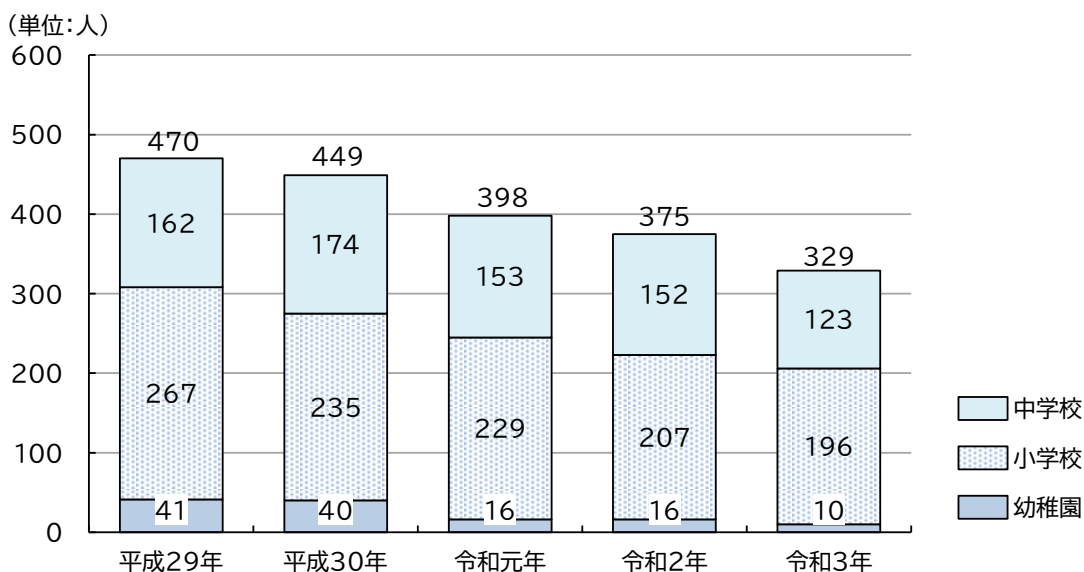


出典：学校基本調査

② 在籍園児・児童・生徒数の推移

在籍園児・児童・生徒数は年々減少傾向が続いており、平成29年の470人から令和3年は329人まで141人減少しています。

図表 在籍園児・児童・生徒数の状況



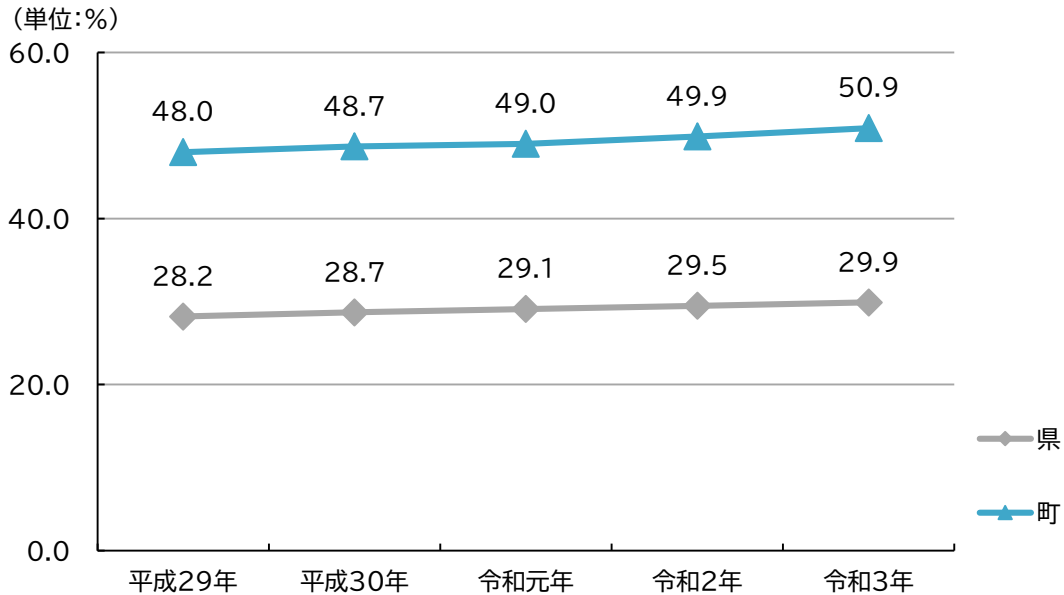
出典：学校基本調査

(3) 高齢者の状況

① 高齢化率の推移

本町の高齢化率は年々上昇しており、50%を上回っています。

図表 高齢化率の推移

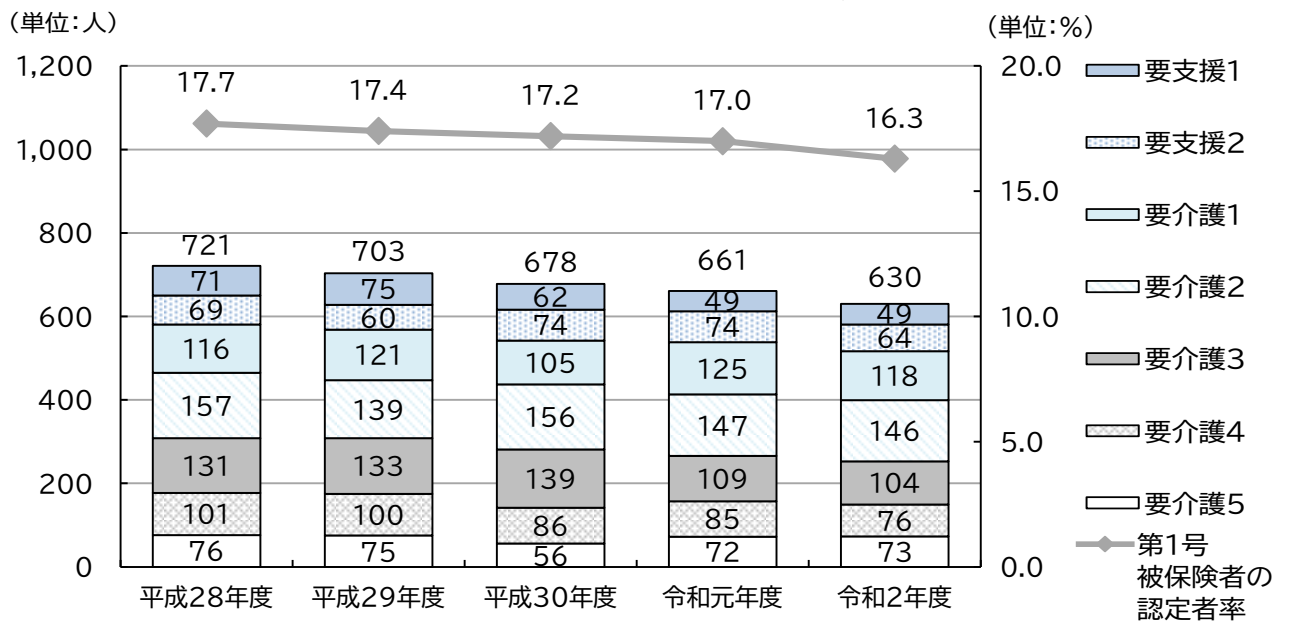


出典：静岡県高齢者福祉行政の基礎調査

② 要支援・要介護認定者の推移

高齢者の減少とともに、要支援・要介護認定数も年々減少しています。

図表 要支援・要介護認定者の推移



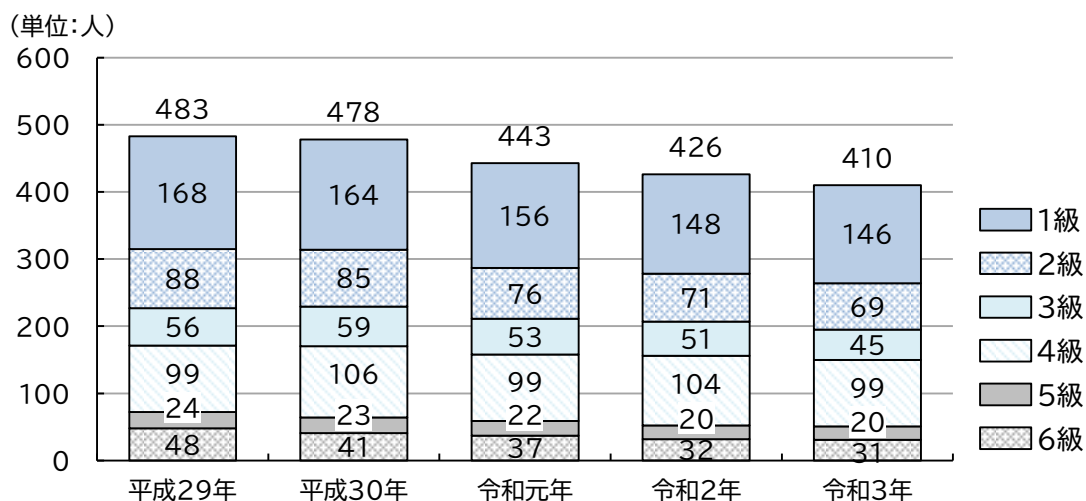
出典：介護保険事業状況報告（平成28～30年度・令和元年度は年報、令和2年度は月報（暫定）を使用）

(4) 障害のある人の状況

① 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳所持者の数は、令和3年4月1日現在410人で、減少傾向で推移しています。

図表 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

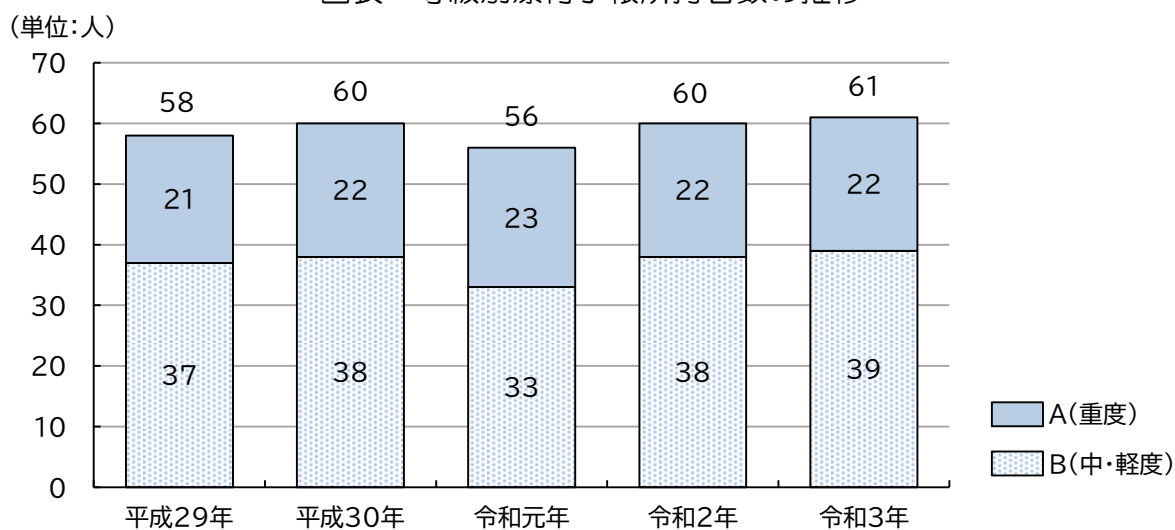


出典：福祉行政報告例

② 知的障害者（児）の状況

療養手帳所持者の数は、令和3年4月1日現在61人で、ほぼ一定で推移しています。

図表 等級別療育手帳所持者数の推移

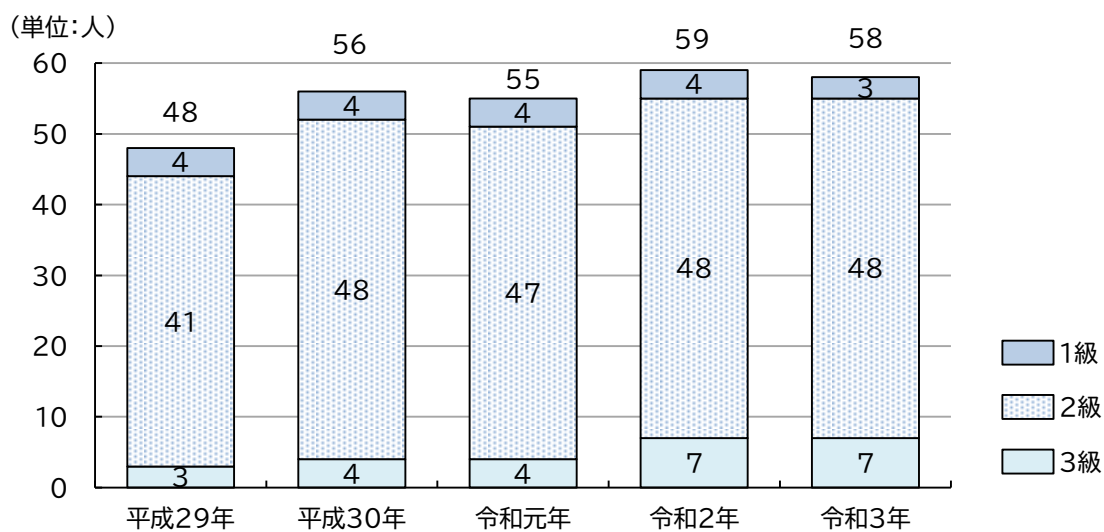


出典：福祉行政報告例

③精神障害者（児）の状況

平成30年から増加傾向がみられます。

図表 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

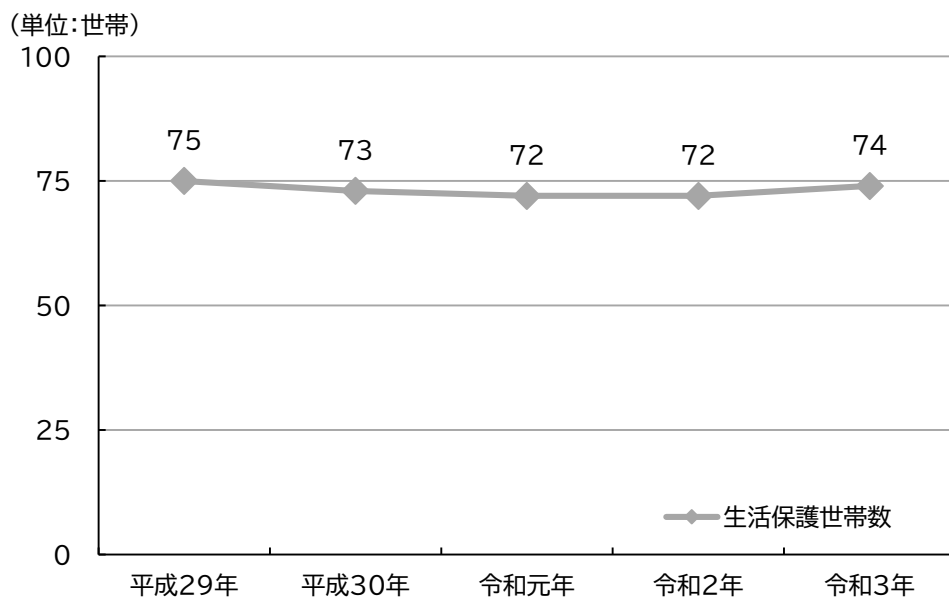


出典：福祉行政報告例

(5) 生活保護の状況

平成29年からほぼ横ばいで一定の水準を保っています。

図表 生活保護世帯数の推移



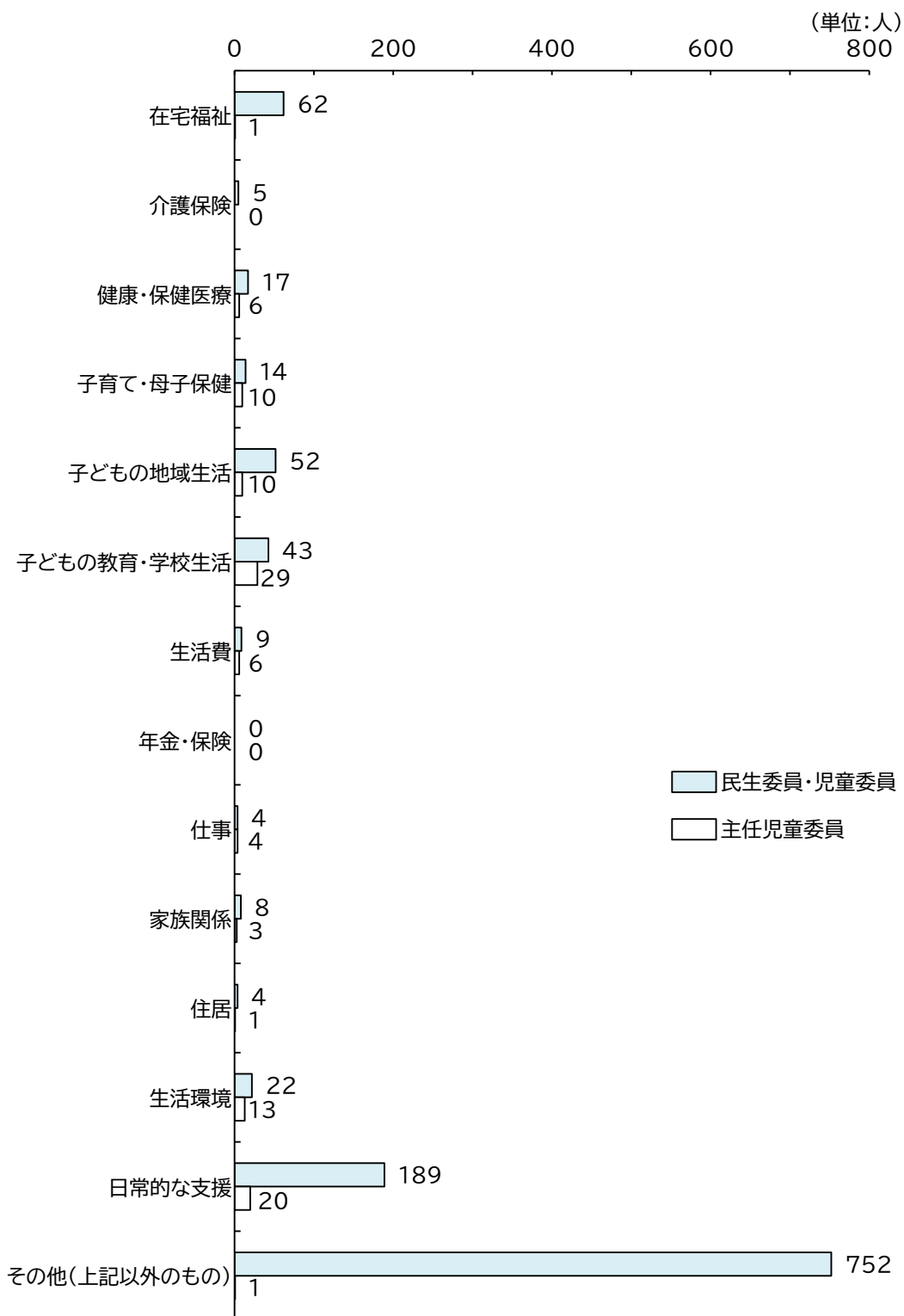
出典：西伊豆町健康福祉課集計

(6) 民生委員・児童委員*の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況（令和2年度）です。

特に、在宅福祉、子ども・子育て分野での活動割合が多くなっています。その次に、生活環境、健康・保健医療に関する活動が多くなっています。

図表 民生委員・児童委員の活動状況（令和2年度）

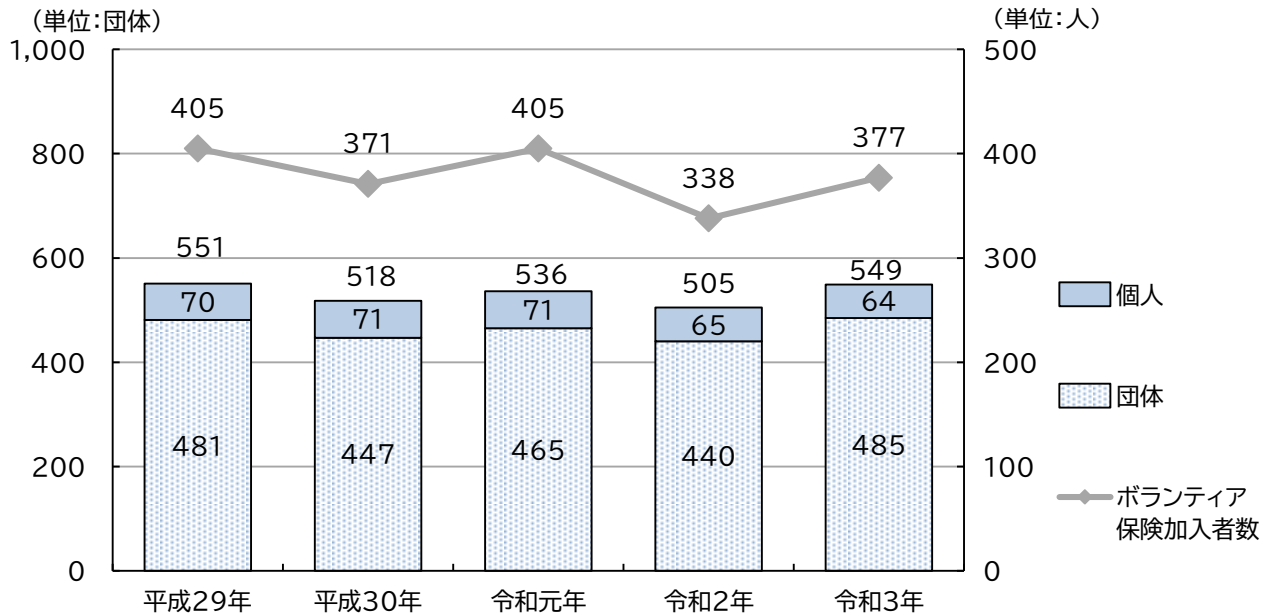


出典：福祉行政報告例

(7) ボランティアの状況

ボランティア登録者数は、平成29年から横ばい、ボランティア保険加入数は増減を繰り返しています。

図表 ボランティア登録者数等

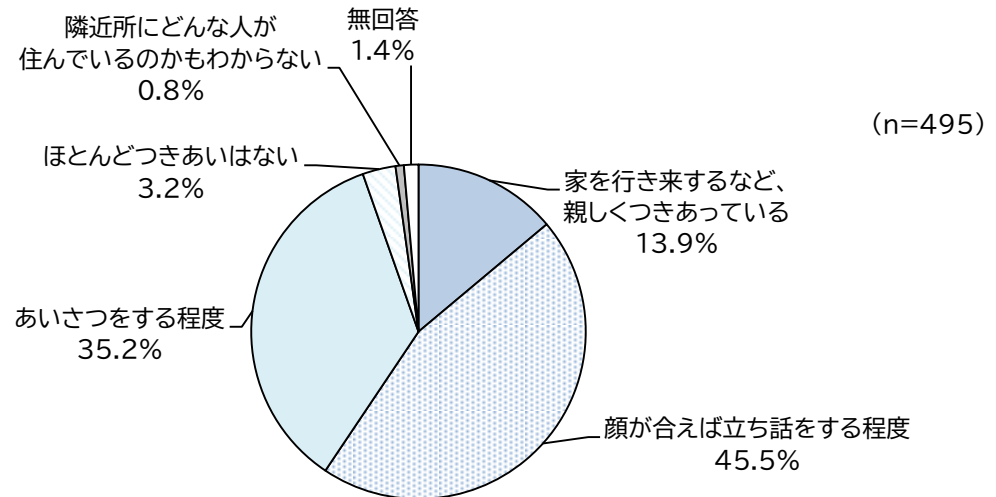


出典：西伊豆町社会福祉課集計

2 アンケート調査結果にみる現状

(1) 近所付き合いの程度

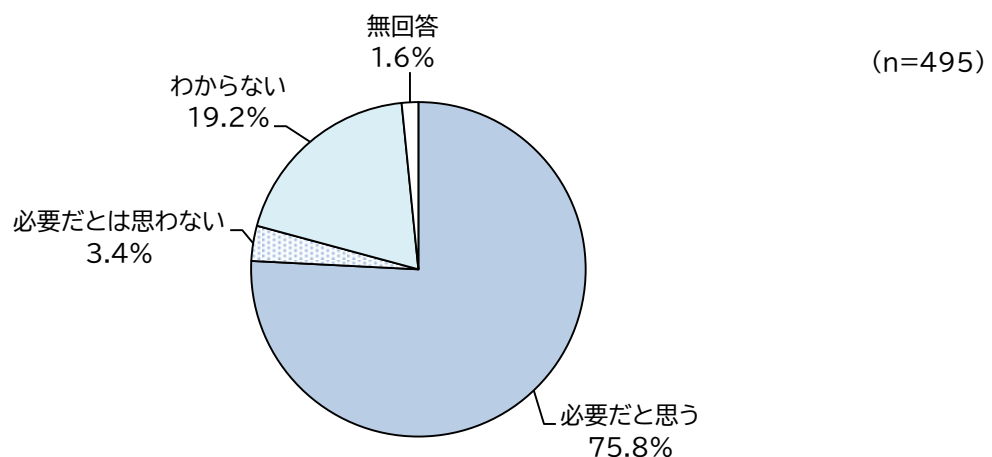
問 あなたは、ふだん近所の方々とどの程度おつきあいをしていますか。(〇は1つ)



近所付き合いの程度では、「顔が合えば立ち話をする程度」が45.5%と最も多く、次いで「あいさつをする程度」が35.2%、「家を行き来するなど、親しくつきあっている」が13.9%などとなっています。

(2) 住民相互の互助の必要性

問 あなたは、地域で起きるさまざまな生活課題に対し、住民相互の自主的な支え合い、助け合いの関係が必要だと思いますか。(〇は1つ)

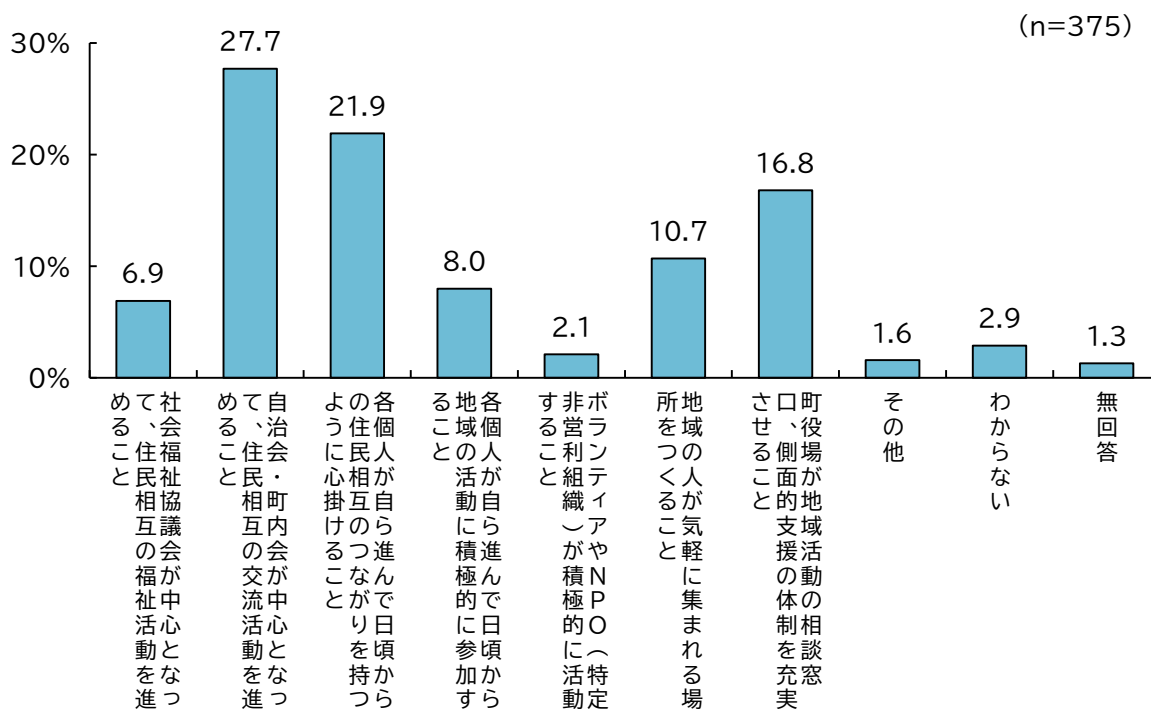


住民相互の互助の必要性では、「必要だと思う」が75.8%、「必要だとは思わない」が3.4%、「わからない」が19.2%となっています。

(3) 住民相互の協力のために必要なこと

「住民相互の互助の必要性」で「1 必要だと思う」と回答した方にお聞きします。

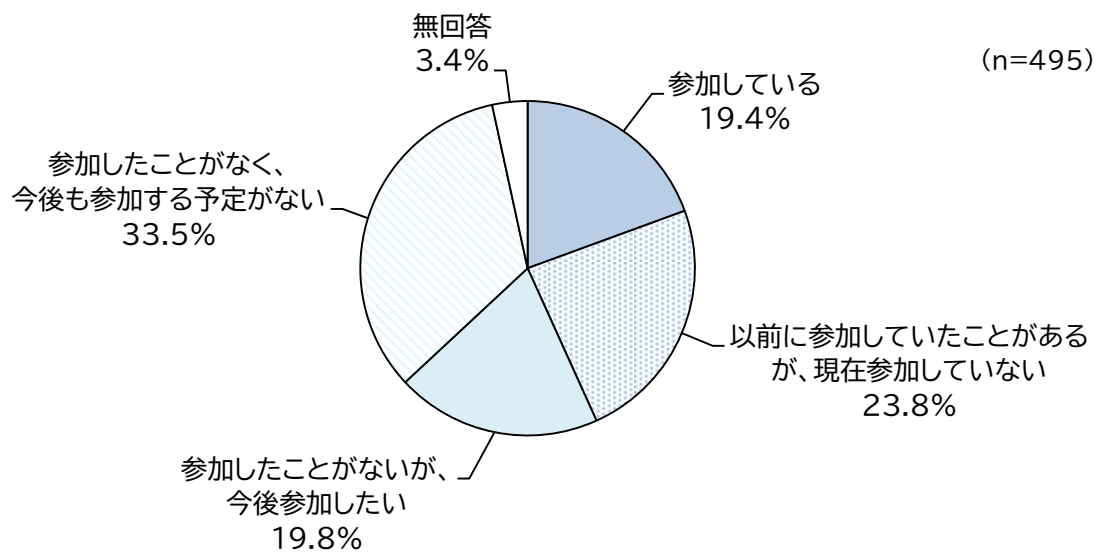
問 あなたは、地域で起きるさまざまな生活課題に対する住民相互の協力のためには、どのようなことが最も必要だと思いますか。(〇は1つ)



住民相互の協力のために必要なことでは、「自治会・町内会が中心となって、住民相互の交流活動を進めること」が27.7%と最も多く、次いで「各個人が自ら進んで日頃からの住民相互のつながりを持つように心掛けること」が21.9%、「町役場が地域活動の相談窓口、側面的支援の体制を充実させること」が16.8%などとなっています。

(4) ボランティア活動への参加有無

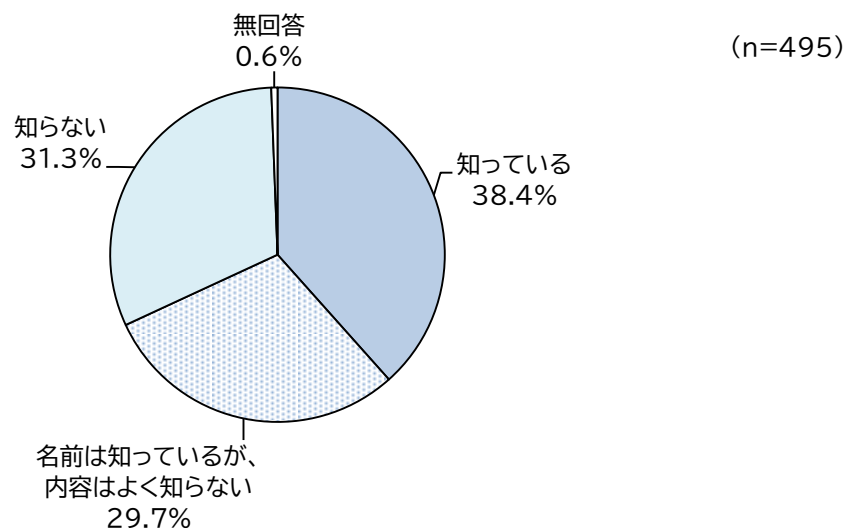
問 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。(〇は1つ)



ボランティア活動への参加有無では、「参加している」が19.4%、「以前に参加していたことがあるが、現在参加していない」が23.8%、「参加したことがなく、今後参加したい」が19.8%、「参加したことがなく、今後も参加する予定がない」が33.5%となっています。

(5) 成年後見制度*の認知

問 あなたは、「成年後見制度」をご存知ですか。(〇は1つ)

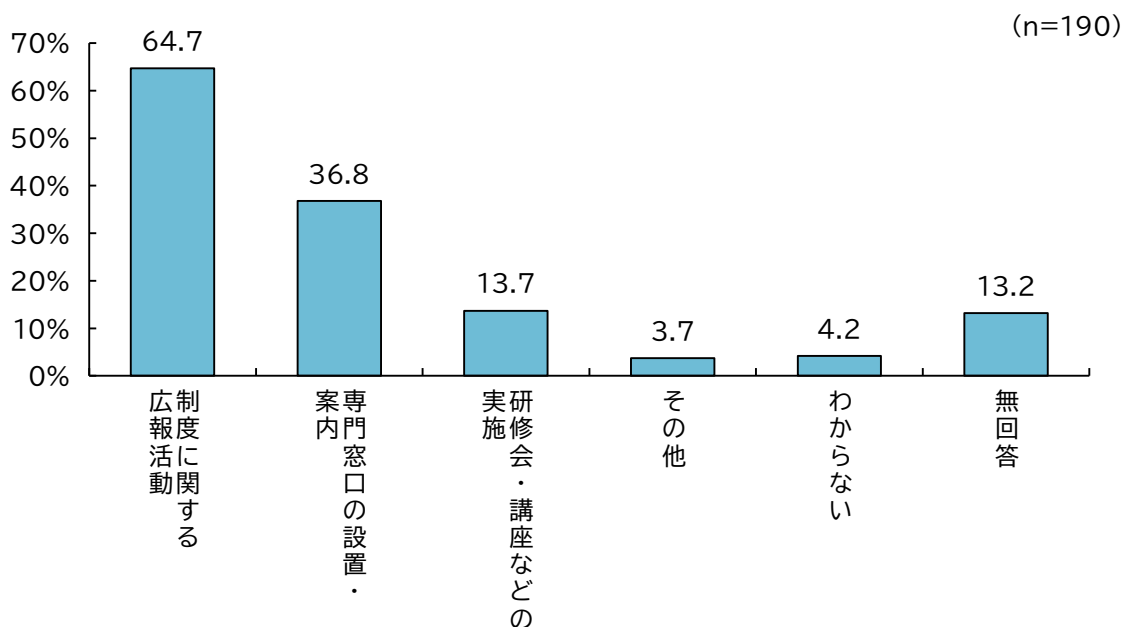


成年後見制度の認知では、「知っている」が38.4%、「名前知っているが、内容はよく知らない」が29.7%、「知らない」が31.3%となっています。

(6) 成年後見制度を広く認知してもらうために必要なこと

「成年後見制度の認知」で「1 知っている」と回答した方にお聞きします。

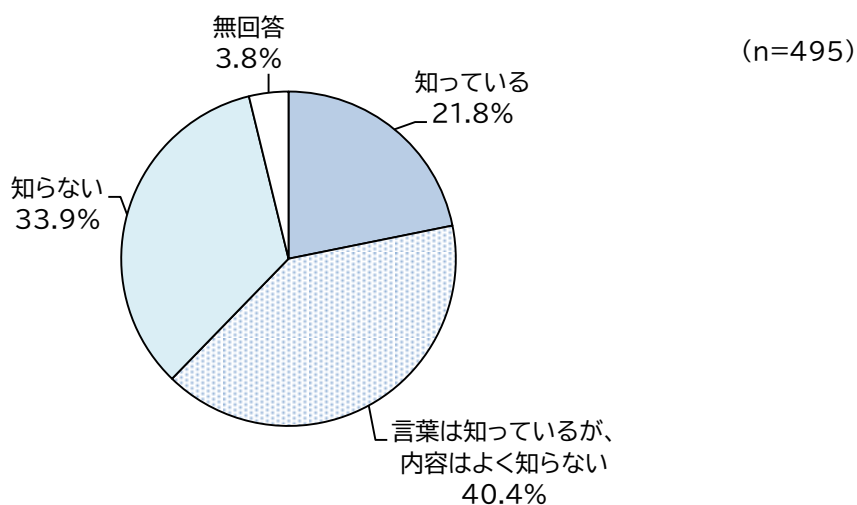
問 成年後見制度をより広く知ってもらうためには、何が必要と考えますか。
(〇はいくつでも)



成年後見制度を広く認知してもらうために必要なことでは、「制度に関する広報活動」が64.7%と最も多く、次いで「専門窓口の設置・案内」が36.8%、「研修会・講座などの実施」が13.7%などとなっています。

(7) 生活困窮者自立支援制度の認知

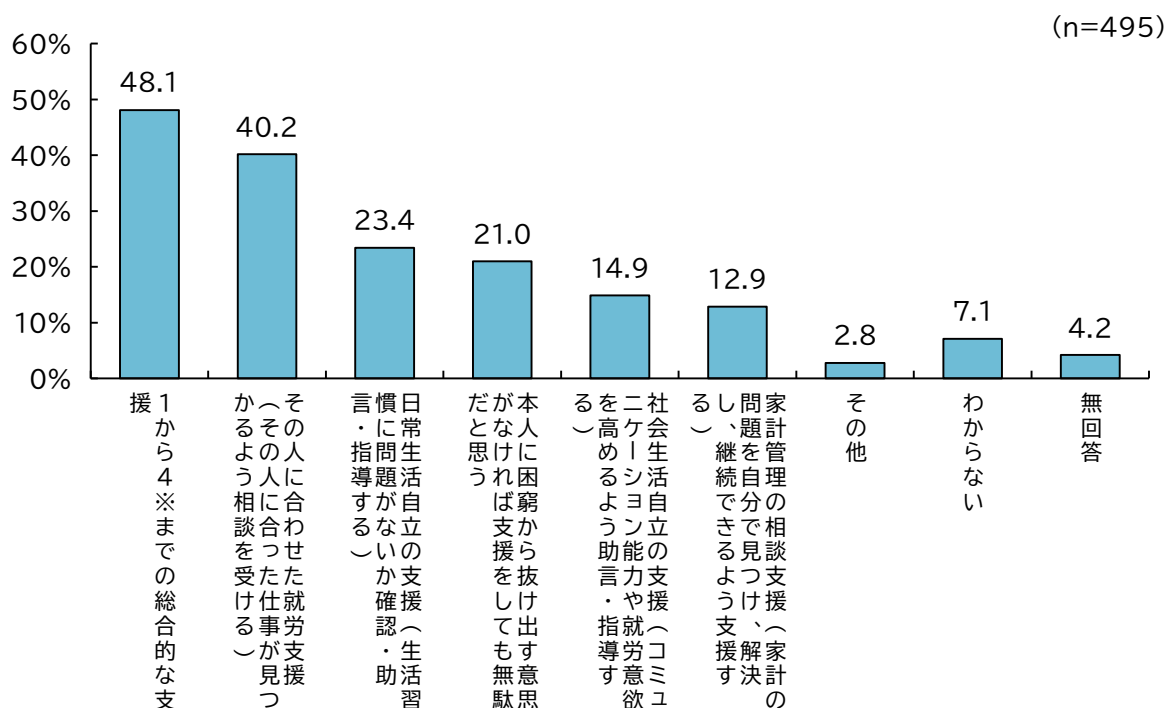
問 あなたは、「生活困窮者自立支援制度」をご存知ですか。(〇は1つ)



生活困窮者自立支援制度の認知では、「知っている」が21.8%、「言葉は知っているが、内容はよく知らない」が40.4%、「知らない」が33.9%となっています。

(8) 生活困窮者に必要な支援

問 生活困窮者に対して、どのような支援が必要だと思いますか。
(〇はいくつでも)

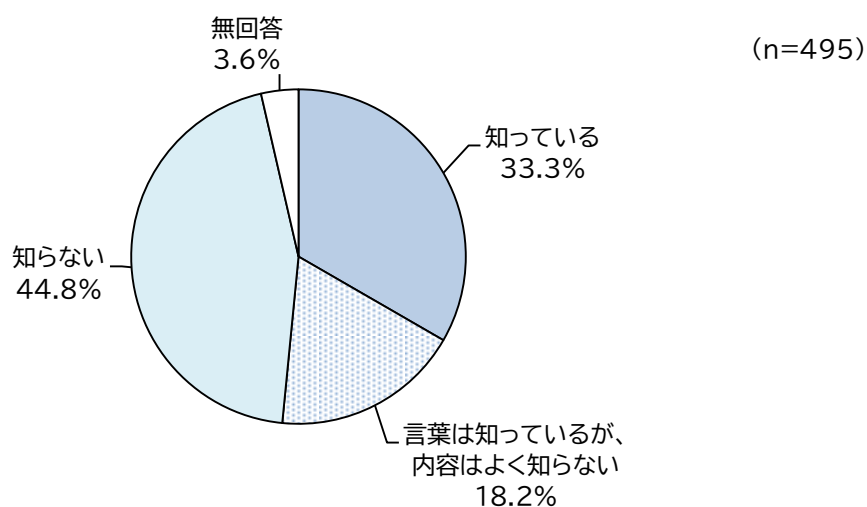


- ※1 その人に合わせた就労支援（その人に合った仕事が見つかるよう相談を受ける）
 ※2 家計管理の相談支援（家計の問題を自分で見つけ、解決し、継続できるよう支援する）
 ※3 社会生活自立の支援（コミュニケーション能力や就労意欲を高めるよう助言・指導する）
 ※4 日常生活自立の支援（生活習慣に問題がないか確認・助言・指導する）

生活困窮者に必要な支援では、「1 から 4 までの総合的な支援」が48.1%と最も多く、次いで「その人に合わせた就労支援（その人に合った仕事が見つかるよう相談を受ける）」が40.2%、「日常生活自立の支援（生活習慣に問題がないか確認・助言・指導する）」が23.4%などとなっています。

(9) 8050問題の認知

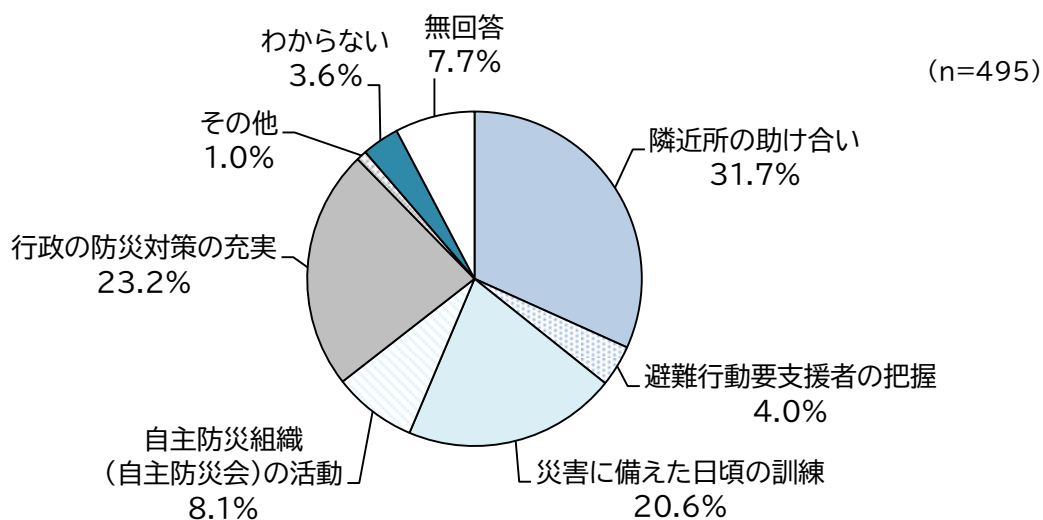
問 あなたは、「8050問題」という言葉をご存知ですか。(〇は1つ)



8050問題の認知では、「知っている」が33.3%、「言葉は知っているが、内容はよく知らない」が18.2%、「知らない」が44.8%となっています。

(10) 災害から身を守るために重要なこと

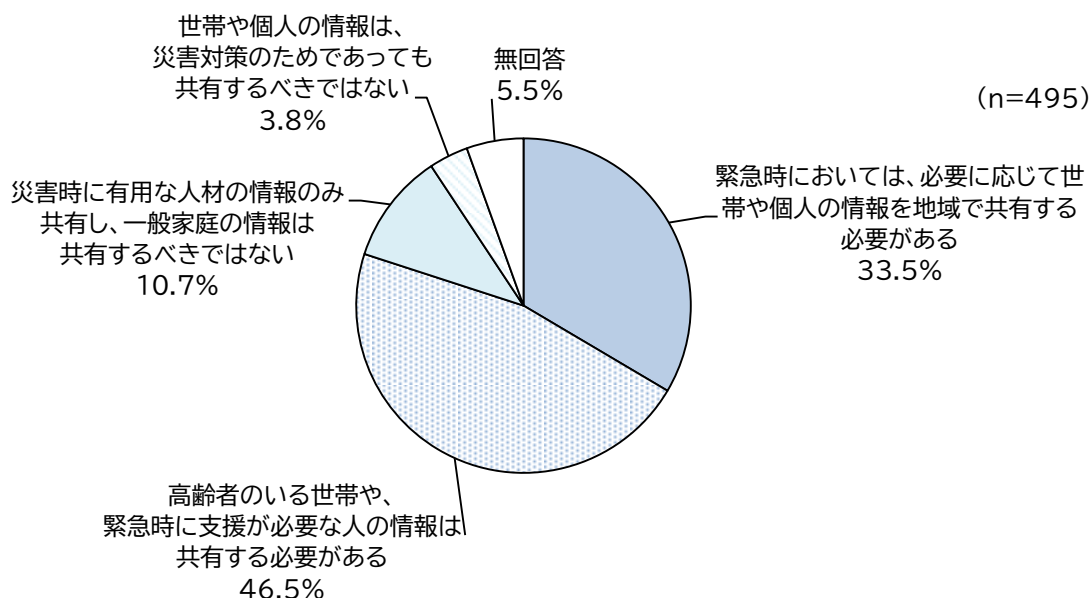
問 あなたは、災害から身を守るために地域で最も重要だと思うものは何ですか。(〇は1つ)



災害から身を守るために重要なことでは、「隣近所の助け合い」が31.7%と最も多く、次いで「行政の防災対策の充実」が23.2%、「災害に備えた日頃の訓練」が20.6%などとなっています。

(11) 避難行動要支援者のために個人情報地域で共有する必要性

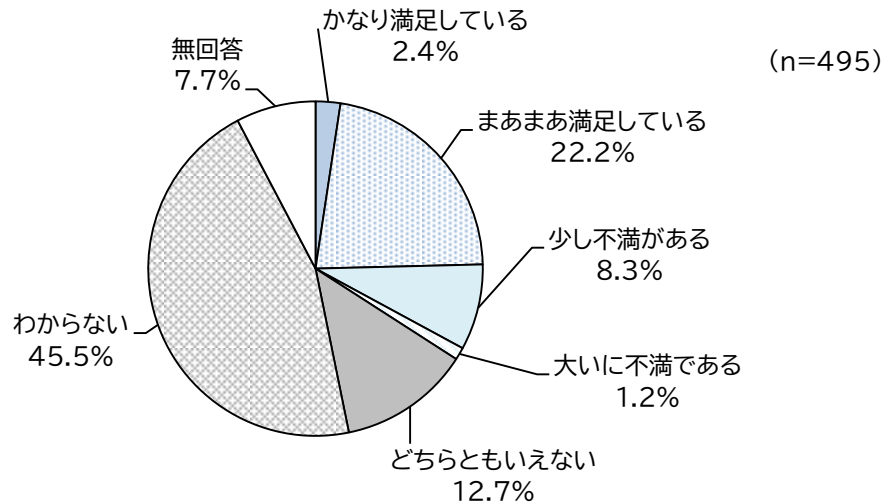
問 あなたは、避難行動要支援者を手助けする際に、必要だと思われる避難行動要支援者や避難行動要支援者を支援する人の個人情報を地域で共有しておく必要があると思いますか。(〇は1つ)



避難行動要支援者のために個人情報を地域で共有する必要性では、「緊急時には、必要に応じて世帯や個人の情報を地域で共有する必要がある」が33.5%、「高齢者のいる世帯や、緊急時に支援が必要な人の情報は共有する必要がある」が46.5%、「災害時に有用な人材の情報のみ共有し、一般家庭の情報は共有するべきではない」が10.7%、「世帯や個人の情報は、災害対策のためであっても共有するべきではない」が3.8%となっています。

(12) 現在の福祉水準の満足度

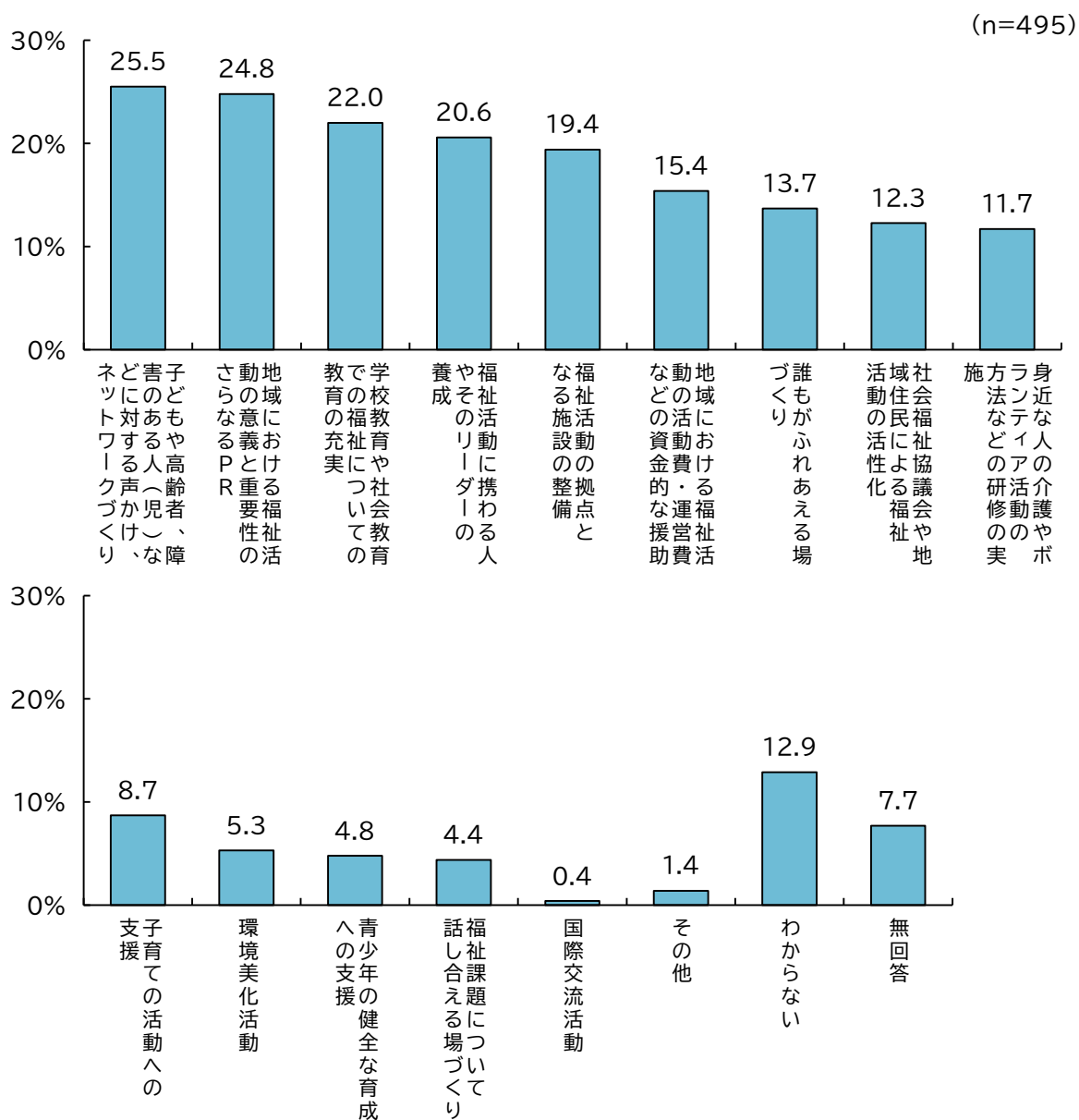
問 あなたは、地域の現在の福祉水準（福祉サービス・住民福祉活動など）について、満足していますか。（○は1つ）



現在の福祉水準の満足度では、「わからない」が45.5%と最も多く、次いで「まあまあ満足している」が22.2%、「どちらともいえない」が12.7%などとなっています。

(13) 福祉のまちづくりを推進するために必要なこと

問 あなたは、福祉のまちづくりを推進するために、今後、何が必要だと思いますか。(〇は3つまで)



福祉のまちづくりを推進するために必要なことでは、「子どもや高齢者、障害のある人(児)などに対する声かけ、ネットワークづくり」が25.5%と最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性のさらなるPR」が24.8%、「学校教育や社会教育での福祉についての教育の充実」が22.0%などとなっています。

第3章 基本的な計画の考え方

1 計画の基本理念

本町では、自らが「自立」することに努める「自助」を促し、身近なところで安心して生活するために住民、地域、社会福祉協議会をはじめとする各種団体等が連携する「共助」を目指し、自立しながら互いに助け合える町にするため「地域みんなで支えあう安心とやすらぎのあるまち」を基本理念に、地域福祉の施策を展開してきました。

国の取り組みにおいても、国民だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や区会、ボランティア団体、NPO法人^{*}、事業者、行政などの多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指しており、「地域みんなで支えあう安心とやすらぎのあるまち」は国の考えと通じるものです。

これらを踏まえ、本計画においては、「地域みんなで支えあう安心とやすらぎのあるまち」を基本理念にします。

地域みんなで支えあう安心とやすらぎのあるまち

2 基本目標

基本理念を実現するために、本計画においては以下の3つを基本目標とし、施策を推進していきます。

(1) 共に助け合い・支えあうまちづくり

地域共生社会の実現のためには、地域で互いに助け合い、支えあう体制の構築が重要になります。地域福祉への意識向上を図り、交流機会の創出や担い手の育成などを推進し、互いに支えあう環境を整備することで、共に助け合い・支えあうまちづくりを目指します。

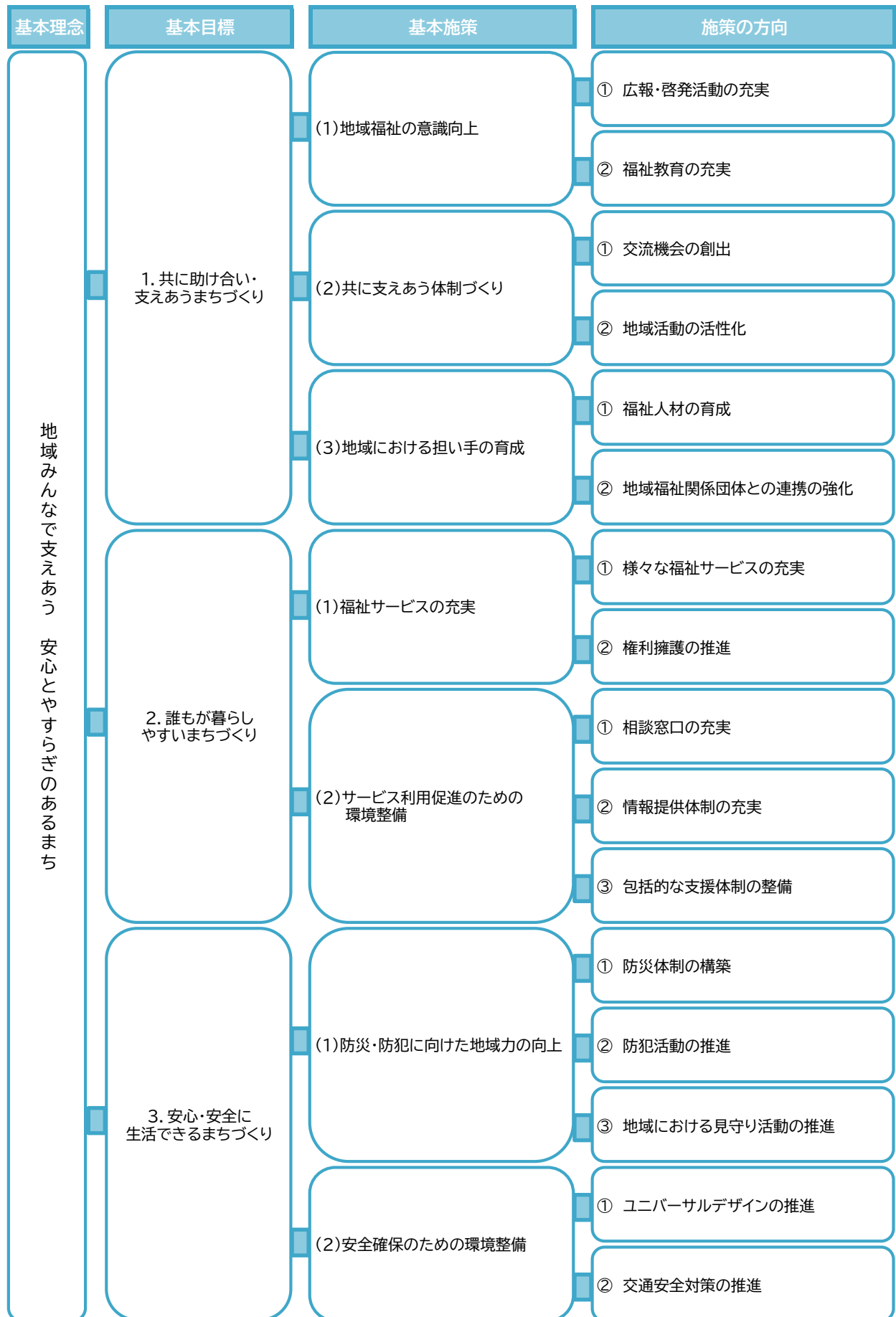
(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

誰もが自分らしい自立した生活を送るためには、様々な福祉サービスを充実させる必要があります。また、複雑化・多様化した地域福祉を取り巻く課題を解決するためには、住民のニーズを把握し、ニーズに合った良質なサービスを提供することも重要です。福祉サービスを充実させ、必要とする人に必要なサービスを提供できるよう体制を構築し、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指します。

(3) 安心・安全に生活できるまちづくり

安心・安全に生活するためには、防災対策、防犯活動の充実や誰もが安心して外出できる環境をつくることが重要です。緊急時の対策強化や、ユニバーサルデザイン*の推進により、安心・安全に生活できるまちづくりを目指します。

3 施策の体系



第4章 施策推進

1 共に助け合い・支えあうまちづくり

(1) 地域福祉の意識向上

地域共生社会の構築には、住民の地域福祉に関する意識向上が不可欠です。アンケート調査では、福祉のまちづくりを推進するために必要なことにおいて、「子どもや高齢者、障害のある人（児）などに対する声かけ、ネットワークづくり」が25.5%と最も多く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性のさらなるPR」が24.8%、「学校教育や社会教育での福祉についての教育の充実」が22.0%となっており、住民の地域福祉に関する意識向上のため、広報・啓発活動や地域福祉教育の充実を図ります。

① 広報・啓発活動の充実

- ◆ 広報誌やホームページなど様々な媒体を通して、町の地域福祉に関する情報を発信します。
- ◆ SNS*等の新たな媒体を活用した情報発信方法を検討します。
- ◆ 情報のバリアフリー*化（視聴覚に障害のある人など情報弱者への配慮）を図るなど、誰もがわかりやすい情報発信を目指します。

② 福祉教育の充実

- ◆ 学校教育においては、生徒自身が地域福祉に主体的に携われるよう、福祉教育を実施します。
- ◆ 家庭において、福祉教育が実践されるよう、保護者を対象とした地域福祉に関する講演会を開催します。
- ◆ 中学生がボランティア活動を体験できるよう、教育委員会と連携し、活動先の紹介や、募集を行います。
- ◆ 若年層に興味をもってもらえるよう、動画配信サイトなどWebを利用した地域福祉教育コンテンツの配信を検討します。

◇実施事業◇

主な事業	内 容
周知・啓発活動	広報誌やホームページなどの多様な媒体を活用し、地域福祉に関する情報を積極的に発信し、住民のニーズに対応した丁寧な広報活動を行います。
社会福祉協議会 職員派遣	学校の要請に応じて、社会福祉協議会の職員を派遣し、生徒自身が地域や住民の福祉ニーズを捉え、主体的な活動ができるように福祉教育を行います。
夏休み中学生 ボランティア体験活動	中学生が夏休み期間中にボランティア体験活動ができるよう、教育委員会と連携し活動先の紹介や募集を行います。

(2) 共に支えあう体制づくり

近年、地域のつながりの希薄化が問題となっています。アンケート調査では、近所付き合いの程度について「家を行き来するなど、親しくつきあっている」が13.9%となっており、近隣住民同士の交流は、少なくなっています。近隣住民同士が互いに助けあう地域をつくるために、住民同士の交流を促すとともに、地域活動の活性化を図り、地域共生社会の実現を目指します。

①交流機会の創出

- ◆ 地域にあった住民互助の仕組みを構築するため、町内各地区での出前講座を実施します。
- ◆ 住民が主体となって運営する交流イベントや、地域サロン*など住民交流となるイベントの開催を支援します。
- ◆ 住み慣れた場所でいきいきと過ごせるよう生きがいとなる居場所づくりの運営や取り組みを推進します。
- ◆ 住民、自治会、民生児童委員等の地区座談会の開催による地域コミュニティの活性化に努めます。
- ◆ 小・中学生と一緒にレクリエーション等を行う事業「寺子屋」を行うことにより、世代間交流の場を創出します。

②地域活動の活性化

- ◆ 高齢者や障害者を対象に、買い物への送迎やゴミ出し等の日常の困りごとを解決するため、住民が主体となった日常生活自立支援事業の創設を支援します。
- ◆ 地域福祉を担う一員として高齢者の社会参加を促し、高齢者が活躍する社会を推進します。
- ◆ 高齢者がボランティア活動を通して社会参加や地域活動の活性化に携われるよう努めます。

◇実施事業◇

主な事業	内 容
地区座談会の開催	交流を深め、地域の福祉ニーズを明らかにし、地域にあった住民互助の仕組みを構築するため、町内各地区での座談会に取り組みます。
小・中学生交流事業 「寺子屋」	夏休み期間中、中学生が小学生に勉強を教え、レクリエーションを行うことによって、世代間の交流を行い顔見知りの関係をつくります。
老人クラブ運営補助	会員相互の親睦と老人福祉の増進を図ることを目的とする老人クラブ連合会に対し補助を行うことにより、活動を支援します。
シルバー人材センター 育成事業補助	高齢者のニーズに応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、これを組織的に提供することにより、高齢者の福祉の増進と活力ある地域づくりを図ります。

◇数値目標◇

項目	令和3年度 実績値	令和8年度 目標値
サロン利用者数	1,154人 (令和2年度)	1,200人
ラジオ体操実施箇所数	30箇所	30箇所
介護者の集い	延参加人数	8人
	実施回数	2回
		40人
		4回

(3) 地域における担い手の育成

地域福祉を充実させていくためには、行政だけでなく、地域福祉を担う人材やボランティア団体の協力が必要です。アンケート調査において、「ボランティアに参加したことがなく、今後も参加する予定がない」が33.5%と3割を超えており、参加したことがない人が参加できるような支援が必要です。地域福祉を支える人材・ボランティア団体の育成や支援を充実し、関係団体との連携を強化することで、担い手が育ちやすい環境を目指します。

①福祉人材の育成

- ◆ セミナーや養成講座の開催等、福祉人材の育成を推進します。
- ◆ 多様化する福祉ニーズに対応する福祉人材の育成方法を検討します。
- ◆ 小・中学生のボランティア体験など、青少年のボランティア活動参加を推進し、青年期から地域福祉への意識醸成を行います。
- ◆ 民生委員・児童委員に対し、研修会や講習会を実施し、資質の向上を図ります。
- ◆ 運転ボランティアの希望者を募り、住民互助による移動手段を構築するため組織化を行います。

②地域福祉関係団体との連携の強化

- ◆ 各ボランティア団体との協議や西伊豆町地域活動者連絡会との調整などを行い、必要に応じて組織化を検討します。
- ◆ NPO法人やボランティア団体等の住民活動団体について運営支援を行います。

◇実施事業◇

主な事業	内 容
生活支援ボランティア養成講座の開催	日常生活で支援を必要とする高齢者等について、住民の助け合いによる活動を創出するための講座を開催します。
ボランティア育成事業補助	災害ボランティア、地域ボランティア連絡会に対し、活動保険、研修費について補助を行い、地域活動の推進を図ります。
移動外出支援セミナー開催	地域の現状と移動支援の必要性を理解し、活動に結び付けるセミナーを開催します。
「ささえ愛 西伊豆」の設置	地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた方策、支援活動の創出などを関係者と連携して検討する「協議体」を設置します。

◇数値目標◇

項目	令和3年度 実績値	令和8年度 目標値
元気アップサポーター人数	14人	15人
認知症サポーター※及び認知症キャラバンメイト養成実人数	0人	30人
相談支援従事者初任者研修の参加人数	1人	1人
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	2人	1人

2 誰もが暮らしやすいまちづくり

(1) 福祉サービスの充実

住み慣れた地域で自分らしく自立した生活を送るためには、様々な地域福祉サービスが必要であり、また近年の地域福祉に関する課題が複雑化していることから、住民のニーズに即した多様な福祉サービスの展開が求められています。アンケート調査では、現在の福祉水準の満足度は、「かなり満足している」と「まあまあ満足している」を合わせると24.6%と低く、さらにサービスを充実させる必要があります。また、成年後見制度の認知では、「名前は知っているが、内容はよく知らない」が29.7%、「知らない」が31.3%と内容をよく知らない人が61.0%となっており、成年後見制度を周知する必要があります。様々な福祉サービスを充実させるとともに、権利擁護を推進することで、住民の自分らしい生活の支援と複雑化した課題の解決に努めます。

①様々な福祉サービスの充実

- ◆ 住民が快適に生活できるよう、高齢者福祉、障害者・障害児福祉、子育て支援等の各種福祉施策の充実に努めます。
- ◆ 複合化・複雑化した住民の福祉ニーズを把握し、適切なサービスや制度の提供に努めます。
- ◆ サービスの質向上のため、住民ニーズを把握し、サービス改善を図ります。

②権利擁護*の推進

- ◆ 成年後見制度について制度の内容や相談窓口の周知を行い、制度への理解を深め、利用促進に努めます。
- ◆ 市民後見人*を含む後見人等の受任者となる人材の育成・確保に努めます。
- ◆ 高齢者や子どもへの虐待を未然に防止することに努め、虐待が発生した際には、早期発見・早期支援ができるよう虐待防止対策を充実させます。
- ◆ 人権侵害や差別などを防止するため、啓発活動を推進します。
- ◆ 日常生活自立支援事業との連携を図り、必要に応じて成年後見制度の利用を案内します。

◇実施事業◇

主な事業	内 容
子育て支援事業	地域全体で子どもが尊重され子育てが大切にされるぬくもりある町を目指し、小さな子どもがいる家庭の人がゆとりを持って楽しく子育てができるように支援します。
シルバーリハビリ体操 3級指導士育成事業	シルバーリハビリ体操指導士を養成し、地域での指導、普及により高齢者の生活能力の維持、向上を図ります。
通所型介護予防事業 「頭の健康倶楽部」	トレーニング教材等を利用し、頭の健康維持や認知症の予防をします。
成年後見制度利用相談 の受付	認知症などにより判断能力が低下しているために、福祉サービスの利用契約や財産管理ができないなど、安全で権利を擁護された生活を送ることが困難な方であって、成年後見などの開始申立を行う親族がない場合、町長が申し立てを行います。また、利用を行う親族などがある場合の利用相談については、地域包括支援センターで応じています。

◇数値目標◇

項目		令和2年度 実績値	令和8年度 目標値	
シルバーリハビリ体操3級指導士人数		7人	10人	
生きがいデイサービス※	福祉センター	実施日数	47日	52日
		延実施人数	690人	884人
	健康センター	実施日数	158日	200日
		延実施人数	1,742人	2,450人
	体験型 デイサービス	実施日数	46日	46日
		延実施人数	895人	890人
健康センター延利用者数		2,660人	2,200人	

(2) サービス利用促進のための環境整備

福祉においては、サービスを充実させるだけではなく、サービスを必要な人に利用してもらうことも重要です。そのために、相談窓口や情報提供体制の充実などサービス利用につながる体制を構築し、サービス利用促進のための環境整備を推進します。

① 相談窓口の充実

- ◆ 庁内各課や地域包括支援センター、子育て支援センター等の各種相談窓口について周知し、気軽に利用してもらえる環境づくりに努めます。
- ◆ 健診や住民の交流機会の活用、巡回相談の実施を通じて、相談の機会の充実を図ります。
- ◆ 職員や相談員が研修等に参加し、専門性を高めるなど相談体制の充実に努めます。
- ◆ 多様化する住民の相談に答えられるよう保健師や助産師など専門職の配置を推進します。
- ◆ 庁内各課と社会福祉協議会が連携して情報連絡会を開き、相談内容を共有することで、相談内容に対し迅速かつ的確に答えられるよう努めます。

② 情報提供体制の充実

- ◆ 広報やインターネットを通じてサービスや制度について住民にわかりやすく情報提供するよう努めます。
- ◆ 職員が地域に出向く出前講座等の開設を検討し、住民にサービスや制度について理解する機会の創出に努めます。

③ 包括的な支援体制の整備

- ◆ 高齢者や障害者など、様々な相談にワンストップで対応できるよう、包括的相談支援体制を整備します。
- ◆ 制度の狭間の問題や複合化した課題に対応できるよう、既存の窓口だけでなく、庁内の関係各課や関係機関との連携を強化し、総合的な相談体制の構築を検討します。
- ◆ 相談支援から社会参加の支援、互助意識の醸成や多様なつながりを育む地域づくりまで、多機関協働による一体的な推進について協議を重ね、支援を必要とする人を適切な制度や福祉サービスにつなぐ体制の整備に努めます。

◇実施事業◇

主な事業	内 容
地域包括支援センターの設置	介護保険法に基づき設置された地域包括支援センターの適切な運営、公平・中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図ります。
南伊豆地域生活支援センターふれあい巡回相談	福祉制度の内容や利用について、就労について、精神科等の医療についてなど、普段生活していく中での様々な問題の相談について支援を行います。
日常生活自立支援事業専門員の配置	判断力が弱った人が地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービス利用の援助、預貯金の出し入れの援助、事務手続きの援助、通帳などの保管等のサービスが存在する「日常生活支援事業」を行う専門員を配置します。
すこやかキッズ	町で行う幼児健診等において、発達面の遅れの心配のある児に対し、継続的な指導のもとに個別または集団的な療育を推進し、児の健やかな発達を支援します。
生活困窮者自立支援相談事業 相談支援員の設置	生活困窮者の相談に広く対応し、生活や就労等に関する問題の解決を図るための支援を行います。
よりそい法律相談会	下田市の法律事務所に所属する弁護士による民事法律扶助業務として、3か月に1回、無料法律相談会を開催しています。

◇数値目標◇

項目	令和3年度 実績値	令和8年度 目標値
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	100.0%	100.0%
高齢者訪問調査数	270人 (令和2年度)	400人

3 安心・安全に生活できるまちづくり

(1) 防災・防犯に向けた地域力の向上

安心・安全に生活していくためには、事故や犯罪が少ない環境や災害時においても安心できる環境を構築していくことが必要です。アンケート調査の災害から身を守るために重要なことでは、「隣近所の助け合い」が31.7%と最も多く、次いで「行政の防災対策の充実」が23.2%となっており、地域で助け合える環境の整備と行政が防災対策を推進することが求められています。高齢化が進んだ本町では、支援が必要な方の避難方法の確認も重要です。防犯対策においては、高齢者や子どもを狙った犯罪を未然に防ぐことができるよう、防犯活動を推進します。

① 防災体制の構築

- ◆ 地域防災の人材の育成、防災に関する知識や技術を習得するための研修を行います。
- ◆ 被災時において、誰もが安心して過ごせるよう、福祉避難所の設置に努めます。
- ◆ 避難訓練だけでなく、行政や関係団体、住民を含めた避難所運営訓練の開催を検討します。
- ◆ 災害ボランティア本部や避難所運営の支援を行うため、関係団体・機関との連携を強化します。
- ◆ 全ての住民が安全に避難できるよう避難行動要支援者情報の共有を検討します。
- ◆ 日頃から防災マップや避難所の周知を図り、災害発生時には迅速な情報提供に努めます。

② 防犯活動の推進

- ◆ 出前講座等の防犯に関するイベントを実施し、日頃から住民の防犯意識向上に努めます。
- ◆ 犯罪を未然に防ぐため、公共施設等への防犯カメラの設置や防犯パトロールを実施します。
- ◆ 振り込め詐欺や不審者情報等、町内における犯罪情報を迅速に住民に伝える体制を構築します。
- ◆ 集団下校や学校への掲示、防犯指導により不審者から身を守るための心構えの定着と防犯力の向上を図ります。

③地域における見守り活動の推進

- ◆ 地域や関係機関と連携し、高齢者世帯の訪問等、配慮や支援が必要な人の見守り活動を推進します。
- ◆ 配食サービス等のサービス提供時には、サービス提供を通して、利用者の様子確認を行います。
- ◆ 地域住民や関係機関、行政が一体となって協力し、見守りネットワークの構築に努めます。

◇実施事業◇

主な事業	内 容
災害対応アドバイザーの設置	平時における防災、減災体制を推進するためのアドバイザーを設置しています。
災害対応研修会の開催	地域防災の人材の育成、防災に関する知識や技術を習得するための研修を行います。

◇数値目標◇

項目	令和3年度 実績値	令和8年度 目標値
緊急通報システム新規設置者数	2人	3人

(2) 安全確保のための環境整備

障害のある人や高齢者など様々な利用者の視点を持ち、誰もが利用しやすい施設や暮らしやすい生活環境をつくっていくことがこれからのまちづくりには必要です。

ユニバーサルデザインの推進や、交通安全対策を推進することで、暮らしやすく移動しやすい町を目指し、安全確保のための環境整備を行います。

①ユニバーサルデザインの推進

- ◆ 公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。
- ◆ 新たに設置する公共施設については、全ての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザイン化を検討します。
- ◆ 町内の事業所に対して、ユニバーサルデザインについての啓発を行い、誰もが使いやすい製品づくりや働きやすい環境づくりの普及を図ります。

②交通安全対策の推進

- ◆ 交通安全教室の開催など、住民の交通安全に対する意識啓発を推進します。
- ◆ 交通安全関係団体の活動の支援等、交通安全対策の充実に努めます。
- ◆ 地域の学校、警察、道路管理者と連携し、通学路を中心とした町内の車道・歩道の安全点検や安全確保に取り組みます。
- ◆ 町内の公共交通網の拡充や運営支援に努め、住民の利便性向上や運転免許証の自主返納促進を図ります。

◇実施事業◇

主な事業	内 容
自主運行バス事業補助	町民の生活に必要な交通手段の確保を図るため、自主運行バス事業及び自主運行バス事業に伴う留車を実施するバス事業に対して、補助金を交付します。
タクシー補助	公共交通や他者の協力なくしては外出のできない方に、町内での買物や通院等日常生活の利便性の向上と外出時における負担を軽減することを目的とし、運賃の2分の1を助成します。

◇数値目標◇

項目	令和2年度 実績値	令和8年度 目標値
バス回数券購入者数	259人	400人
バス回数券配布延冊数	3,724冊	7,000冊
タクシー利用助成利用者数	65人	70人

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、社会福祉協議会、国や県、関係機関、地域、医療機関等との連携を図るとともに、庁内の関係各課が連携し、総合的・全庁的な施策の展開することで、様々な主体が地域福祉の実現に向けて参画できる環境を整えながら計画を推進していきます。

2 計画の点検・評価

計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル[※]）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。

3 災害時・緊急時の対応

災害時・緊急時の対応にあたっては、災害や感染症の流行等、町が出す方針に従って計画の推進を図ります。

資料編

1 用語解説

用語	解説
アルファベット	
ICT	「Information and Communication Technology」の略称。コンピューター、インターネット、携帯電話等を使う情報処理や通信に関する技術のことを指す。住民の利便性向上を目的として、行政でも導入が進んでいる。
NPO法人	医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育など様々な分野で活躍する民間非営利組織（Non-Profit Organization）のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した組織を指す。
PDCAサイクル	「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」の4段階を繰り返すことによって継続的な改善を図りながら計画の推進を図っていく手法のこと。
SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27年の国連サミットにおいて採択された行動目標で、あらゆる主体の力を結集するという考えのもと、国という枠組みを超えて地域レベルでの取り組みや自治体の貢献にも大きな期待が寄せられている。
SNS	「Social Networking Service」の略称。登録した利用者同士がインターネット上で社会的ネットワーク（個人と個人のつながり）を構築できるサービス全般を指す。
か行	
協働	町民、事業者、行政など異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。
権利擁護	暴行・虐待の防止や差別的取扱いの禁止、プライバシーの保護等、様々な分野の人権擁護に向けた取り組みの総称。地域福祉においては、誰もが自分らしく生活できる環境の構築に向けて、成年後見制度の利用促進を含めた様々な取り組みが求められている。

用語	解説
さ行	
市民後見人	一般の住民による成年後見人。家庭裁判所より選任され、判断能力が不十分な人に対し、親族などがいない場合に、本人に代わって財産の管理などを行う。
成年後見制度	判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。
た行	
地域サロン	地域の高齢者や住民が気軽に集まることができる場所や事業のことで、見守りや閉じこもりの防止、仲間づくりや社会参加を目的として行われる。
デイサービス	通所介護のこと。日帰りで施設に通い、食事や入浴など日常生活上の介護や機能訓練などを受けることのできるサービス。
な行	
認知症サポーター	認知症についての正しい知識を持ち、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を支援する人。各地で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講すると、認知症サポーターの証としてオレンジリングが渡される。
は行	
バリアフリー	狭義には、障害のある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障なく扱うことができる物を指す。現在は、社会・制度・習慣・心理・教育などの全ての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員とは、厚生労働大臣の委嘱を受け、社会調査や福祉行政に協力し、地域福祉の推進を図る立場の者を指す。児童福祉に関する問題や、子育て支援の相談指導を行う児童委員も兼ねている。
や行	
ユニバーサルデザイン	まちづくりやものづくりを進めるにあたり、年齢・性別・身体・国籍など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけ全ての人々が利用しやすい、全ての人に配慮した環境、建物・施設、製品などを設計していこうという概念。

第2次西伊豆町地域福祉計画

令和4年3月

西伊豆町健康福祉課

電話：0558-52-1961